

シンポ株式会社

第55期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年9月19日（金曜日）
午前10時

開催場所

名古屋市千種区覚王山通八丁目18番地
ホテル ルブラ王山 2階 「金鯱の間」
（末尾の会場のご案内図をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任取締役に対する
退職慰労金贈呈の件

株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、当社は、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面でお送りしております。

株主総会に出席の株主様へのお土産は取り止めとさせていただきます。

証券コード 5903
2025年9月1日

株 主 各 位

名古屋市名東区若葉台110番地
シンポ株式会社
代表取締役社長 安 藤 紀 彦

第55期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第55期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト：<https://shinpo.jp>

株主総会資料掲載ウェブサイト：<https://d.sokai.jp/5903/teiji/>

また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）または電磁的方法（インターネット）により議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従い、2025年9月18日（木曜日）午後6時までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年9月19日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄王山通八丁目18番地
ホテル ルブラ王山 2階 「金鯱の間」
(末尾の会場のご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
1. 第55期（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査
結果報告の件
 2. 第55期（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）
計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の方へのお土産等のご用意はございません。予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類等の電子提供措置事項については、前記各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項の記載を含む書面をお送りしております。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様にお送りする書面からも記載を省略することとしておりますので、当該書面には記載しておりません。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ②事業報告の「会社の支配に関する基本方針」
- ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ④連結計算書類の「連結注記表」
- ⑤計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ⑥計算書類の「個別注記表」

なお、これらの事項は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

電子提供措置事項に関して修正が生じた場合には、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を記載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

**2025年9月19日（金曜日）
午前10時**



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

**2025年9月18日（木曜日）
午後6時到着分まで**



電磁的方法（インターネット）で議決権を行使 される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

**2025年9月18日（木曜日）
午後6時入力完了分まで**

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

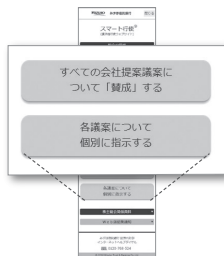
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

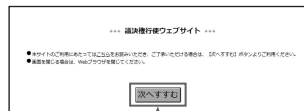
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

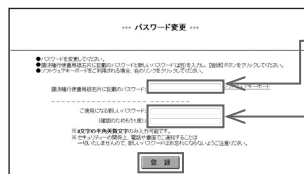
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

事業報告

(自 2024年7月1日)
(至 2025年6月30日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の回復などにより緩やかな回復基調で推移しました。

一方で、米国の関税政策の影響、長期化するロシア・ウクライナ情勢や中東情勢、中国経済の低迷など景気の先行きは依然として不透明な状況で推移しました。

当社グループの主要マーケットである焼肉業界におきましても、インバウンド需要の増大による追い風はあるものの、円安や物価高による輸入牛肉や野菜などの仕入価格の高騰、人手不足による人件費の上昇などが既存店の経営を圧迫するとともに新規出店も伸び悩んでいる状況が続いております。

このような状況下で当社グループは、国内におきまして焼肉業界の厳しい経営状況を受け、主力製品である下引き無煙ロースターの販売が伸び悩んだことから製品売上高が前期比で減収となりました。一方で焼肉店における店内や厨房の空調設備工事に対して高い評価を得たことを受け、焼肉店以外の飲食店等に対する内装工事や空調工事などの付帯工事に対しても積極的に営業展開を行った結果、店舗環境工事の受注が堅調に推移し前期比で増収となりました。

また、既存店を中心とするダクト清掃やアミレンタル事業などのアフターサービスにつきましても『ワンストップサービス』として繁盛店に積極的な営業展開を行い、特にアミレンタル事業の受注が堅調に推移したことから前期比で増収となりました。

このアミレンタル事業につきましては既存の福岡アミ洗浄工場に加え、建設を進めてまいりました名古屋アミ洗浄工場が4月に本格稼働しサービス提供能力が大幅に向上したことから、更なる受注拡大を目指してまいります。

海外マーケットに対しましては、2025年6月期から2029年6月期を対象とする中期経営計画において、海外売上比率を第59期までに20%以上へ高めることを重点戦略ポイントとして掲げております。当社グループの主要顧客となる飲食業界は、経済の低迷が続く中国市場において消費が伸び悩んでいるものの、それ以外の地域、特に台湾や香港などのアジア地域や北米において需要は堅調に推移しました。

このような状況下で当社グループは、当該重点戦略ポイントの達成に向け需要が堅調な香港、台湾や北米に加え、フィリピン、タイ、ベトナムなどに対しても積極的に営業展開を行った結果、海外製品売上高が前期比で増収となりました。

その結果、当連結会計年度における業績は、売上高は7,368百万円(前期比2.2%増)、営業利益は976百万円(前期比3.8%減)、経常利益は987百万円(前期比3.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は586百万円(前期比11.3%減)となりました。

無煙ロースター関連事業における品目別売上高は、次のとおりであります。

品目	第 54 期 (前連結会計年度) (2024年6月期)		第 55 期 (当連結会計年度) (2025年6月期)	
	売上高	構成比	売上高	構成比
製品	2,098 ^{百万円}	29.1%	1,980 ^{百万円}	26.9%
部材品	1,228	17.0	1,133	15.4
据付工事	1,958	27.1	1,839	24.9
その他内装工事	1,446	20.1	1,846	25.1
商品	293	4.1	302	4.1
アミ洗浄	185	2.6	265	3.6
合計	7,211	100.0	7,368	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は1,708,598千円であります。その主たる内容は、4月に竣工した名古屋アミ洗浄工場の建物550,290千円、同構築物41,843千円、同機械及び装置401,194千円のほか消火装置製造工場用地購入による土地154,611千円等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資に要した資金は、借入金及び自己資金により賄いました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 52 期 2022年6月期	第 53 期 2023年6月期	第 54 期 2024年6月期	第 55 期 (当連結会計年度) 2025年 6 月期
売 上 高 (千円)	6,207,361	6,390,311	7,211,164	7,368,800
経 常 利 益 (千円)	905,843	973,255	1,023,314	987,936
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (千円)	532,426	682,894	661,288	586,465
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	94.07	120.66	116.78	105.50
総 資 産 (千円)	7,118,487	7,716,454	8,295,528	8,699,206
純 資 産 (千円)	5,666,875	6,289,465	6,786,904	6,921,570
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	1,001.24	1,111.25	1,197.92	1,258.32

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
神府貿易(上海)有限公司	70百万円	100%	中国における無煙ロースターの販売

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、急激な円安等の影響に伴うエネルギー価格や原材料価格の高騰など、当面は国内外とも不透明な状況が続くものと予想されます。

このような市場環境に対処するために、当社グループは、国内外ともに付加価値を有する情報提供と機器の販売を目的とし、国内におきましては無煙ロースターの販売のみならず、空調工事や内装工事、アミ洗浄サービスの拡充など、積極的に販売促進を図ってまいります。また海外におきましては好調な台湾の他、アセアン地域（ベトナム・フィリピン・シンガポール・インドネシア・タイ）を重点地域と位置付け、販売店の拡充を優先的に進めてまいります。

以上により、当社グループの次期の連結業績につきましては、売上高7,550百万円(前期比2.5%増)、営業利益は980百万円(前期比0.4%増)、経常利益は988百万円(前期比0.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は662百万円(前期比13.0%増)を見込んでおります。なお、配当につきましては42円とさせていただく予定であります。

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと考えており、将来の事業拡大のための財務体質の強化と内部留保の充実を図りつつ、業績を鑑み前期同様積極的な利益還元を行ってまいります。

株主の皆様におかれましても、今後とも一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容**（2025年6月30日現在）

当社グループは、無煙ロースターの製造、販売及びその附帯工事を主要な事業内容としております。

(6) **主要な営業所及び工場**（2025年6月30日現在）

① 当社

本社	名古屋市名東区
北海道支店	札幌市白石区
東北支店	仙台市太白区
東京支店	東京都北区
名古屋支店	名古屋市名東区
大阪支店	大阪府吹田市
九州支店	福岡市東区
東京MS事業所	さいたま市緑区
名古屋アミ洗浄工場	愛知県みよし市
福岡アミ洗浄工場	福岡市東区
新名古屋工場	愛知県みよし市

② 子会社

神府貿易（上海）有限公司	中国上海市
--------------	-------

(7) **使用人の状況**（2025年6月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
128名(15名)	3名増(3名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は ()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループは、無煙ロースターの製造販売及びその附帯工事等を内容とした事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
124名(15名)	5名増(3名増)	41.3歳	8.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は ()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況**（2025年6月30日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 百 五 銀 行	337,499千円
株 式 会 社 十 六 銀 行	164,645

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 14,775,000株
- ② 発行済株式の総数 6,140,850株（うち自己株式640,198株）
- ③ 株主数 2,057名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ヤマタケ総業有限会社	1,956,150株	35.6%
MSIP CLIENT SECURITIES	712,000	12.9
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	481,600	8.8
シンポ取引先持株会	214,800	3.9
株式会社百五銀行	150,000	2.7
名古屋中小企業投資育成株式会社	150,000	2.7
中頭 隆哉	107,300	2.0
国際電業株式会社	83,300	1.5
山田 清久	66,750	1.2
小林 吉宗	58,000	1.1

（注）当社は、自己株式640,198株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況（2025年6月30日現在）

① 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	安 藤 紀 彦	神府貿易（上海）有限公司 董事
取 締 役	片 岡 光 男	東日本営業部、海外事業部統括本部長 神府貿易（上海）有限公司 董事長
取 締 役	山 田 清 久	生産管理本部長
取 締 役	谷 村 政 美	西日本営業部統括本部長
取 締 役	田 口 茂 樹	管理本部長
取 締 役	阿 知 波 智 大	阿知波会計事務所 所長 監査法人東海会計社 代表社員
常 勤 監 査 役	瀬 木 達 也	
監 査 役	光 岡 要 次 郎	光岡会計事務所 所長 A B ホテル株式会社 社外監査役
監 査 役	高 橋 裕 子	and LEGAL弁護士法人 弁護士 ジャパンマテリアル株式会社 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役阿知波智大氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役瀬木達也氏、監査役光岡要次郎氏及び高橋裕子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役光岡要次郎氏は、公認会計士の資格を有しており、豊富な経験と財務及び会計に関する専門的な知見を有しております。また、監査役の高橋裕子氏は、弁護士の資格を有しており、弁護士業務を通して培われた豊富な経験と専門的な知見を有しております。
4. 当社は、取締役阿知波智大氏、監査役瀬木達也氏、監査役光岡要次郎氏、及び監査役高橋裕子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役、執行役員、会計参与及び退任役員ならびに役員の相続人であり、当社が保険料の全額を負担しております。当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用が填補されることとなります。ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や法令、規則又は取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されないこととなっております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	111,897 (2,920)	100,109 (2,520)	11,788 (400)	－ (－)	6 名 (1 名)
監 査 役 (うち社外監査役)	8,681 (8,681)	7,561 (7,561)	1,120 (1,120)	－ (－)	3 名 (3 名)
合 計 (うち社外役員)	120,578 (11,601)	107,670 (10,081)	12,908 (1,520)	－ (－)	9 名 (4 名)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。

- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額12,908千円（取締役6名に対し11,788千円（うち社外取締役1名に対して400千円）、監査役3名に対して1,120千円（全て社外監査役））。
- ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額7,275千円（取締役5名に対し7,107千円、社外監査役1名に対し168千円）。

3. 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2000年9月25日であり、取締役が月額25,000千円（年額300,000千円）以内、監査役が月額3,000千円（年額36,000千円）以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名、監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）であります。

④ 取締役の報酬等の決定方針

1. 基本方針

当社は取締役の報酬は、職務及び就任年数を勘案すると共に経営環境、業績等を考慮し、取締役会での協議のもと代表取締役が決定しております。

取締役の報酬は、経営方針を実現するための重要なインセンティブと考え、以下を基本方針としそれぞれの要素を考慮した体系的な設計としております。

- イ. 当社の基本理念を促すものであること。
- ロ. 当社の中長期的な成長への貢献意識を高めるものであること。
- ハ. 会社業績との連動制を持つこと
- ニ. 透明性及び公平性及び合理性を備えた設計であること。
- ホ. これらのことが適切なプロセスを経て決定されること。

具体的には、取締役の報酬は固定報酬、業績連動賞与で構成されています。

取締役の報酬水準については、外部環境や市場環境の変化に対して迅速な対応を行うため、同業・同規

模・他業種の役員報酬水準を参考に毎年検証を行います。

2. 報酬等の決定方針

イ. 個人別報酬

基本報酬としての役位に応じた「固定報酬」を代表取締役等の執行側で固定報酬案を策定する。

執行側の報酬案について、報酬諮問委員会において審議し、取締役会に答申する。

報酬諮問委員会は、代表取締役・社外取締役・常勤監査役の3名で構成される。

個人別報酬は取締役会において決定するが、代表取締役に一任する旨を決定する場合は、答申案を尊重のうえ公平公正・透明性を確保していること等の開示を必要とする。

当社の報酬諮問委員会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法が当該方針に整合しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

ロ. 業績連動賞与

業績連動賞与に係る業績指標は連結営業利益としております。当該指標を選択した理由は、当社の経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標であり、業績連動報酬の指標として適切であると判断したためです。当連結会計年度における営業利益実績は976,345千円であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役阿知波智大氏は、阿知波会計事務所の所長、及び監査法人東海会計社の代表社員であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・監査役光岡要次郎氏は、光岡会計事務所の所長、及びA B ホテル株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・監査役高橋裕子氏は、and LEGAL弁護士法人の弁護士、及びジャパンマテリアル株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

		主な活動状況
取締役	阿知波 智 大	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、公認会計士・税理士としての幅広い経験と高い見識から、当社の企業活動や経営管理体制に関する助言を行いコーポレート・ガバナンスの強化・充実に寄与しています。
監査役	瀬 木 達 也	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、幅広い経験と高い見識から議案審議に必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	光 岡 要 次 郎	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	高 橋 裕 子	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を社外取締役及び監査役との間で締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、あらかじめ当会社が定める金100万円と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 仰星監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績、会計監査人の職務遂行状況、監査計画における監査時間、報酬額の見積りなどを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,663,921	流 動 負 債	1,029,863
現 金 及 び 預 金	2,277,044	買 掛 金	83,771
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	707,575	短 期 借 入 金	20,000
電 子 記 録 債 権	84,884	1年内返済予定の長期借入金	71,424
商 品 及 び 製 品	55,521	リ ー ス 債 務	15,199
仕 掛 品	65,195	未 払 金	323,972
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	380,711	未 払 法 人 税 等	161,167
そ の 他	93,162	製 品 保 証 引 当 金	54,478
貸 倒 引 当 金	△174	役 員 賞 与 引 当 金	13,028
固 定 資 産	5,035,285	そ の 他	286,821
有 形 固 定 資 産	4,461,920	固 定 負 債	747,772
建 物 及 び 構 築 物	1,628,357	長 期 借 入 金	410,720
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	452,502	リ ー ス 債 務	49,381
土 地	1,637,503	繰 延 税 金 負 債	25,299
リ ー ス 資 産	50,076	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	62,092
建 設 仮 勘 定	323,107	退 職 給 付 に 係 る 負 債	179,030
そ の 他	370,374	資 産 除 去 債 務	3,640
無 形 固 定 資 産	20,794	そ の 他	17,608
投 資 そ の 他 の 資 産	552,570	負 債 合 計	1,777,636
投 資 有 価 証 券	446,353	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	111,600	株 主 資 本	6,603,951
貸 倒 引 当 金	△5,383	資 本 金	639,307
資 産 合 計	8,699,206	資 本 剰 余 金	600,587
		利 益 剰 余 金	5,773,062
		自 己 株 式	△409,005
		その他の包括利益累計額	317,619
		その他有価証券評価差額金	269,266
		為 替 換 算 調 整 勘 定	48,353
		純 資 産 合 計	6,921,570
		負 債 純 資 産 合 計	8,699,206

連結損益計算書

(自 2024年7月1日)
(至 2025年6月30日)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上 販売費及び一般管理費 営業外収益 受取配賃の 営業外費用 支払資産の 経常利益 特別利益 特受取保 特別損失 固定資産除却 解体撤去 リコー ル 関 連 損 失 製品保証引当金繰入 税金等調整前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益 親会社株主に帰属する当期純利益	7,368,800		
	4,790,382		
	2,578,417		
	1,602,072		
	976,345		
	246		
	7,261		
	5,589		
	30		
	3,926		17,053
特 受取保 特別損失 固定資産除却 解体撤去 リコー ル 関 連 損 失 製品保証引当金繰入 税金等調整前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益 親会社株主に帰属する当期純利益	1,878		
	3,183		
	399		5,461
	987,936		
	50		
	20,596		20,646
	3,901		
	42,486		
	22,442		
	55,676		124,506
特 受取保 特別損失 固定資産除却 解体撤去 リコー ル 関 連 損 失 製品保証引当金繰入 税金等調整前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益 親会社株主に帰属する当期純利益	884,076		
	317,557		
	△19,947		297,610
	586,465		
	586,465		

貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,527,537	流 動 負 債	1,005,192
現 金 及 び 預 金	2,205,010	買 掛 金	84,273
受 取 手 形	20,247	短 期 借 入 金	20,000
電 子 記 録 債 権	84,884	1年内返済予定の長期借入金	71,424
売 掛 金	681,021	リ ー ス 債 務	15,199
商 品 及 び 製 品	26,501	未 払 金	323,972
仕 掛 品	65,195	未 払 費 用	66,723
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	355,504	未 払 法 人 税 等	161,094
そ の 他	89,346	前 受 り 金	126,020
貸 倒 引 当 金	△175	預 製 品 保 証 引 当 金	32,057
固 定 資 産	5,072,243	役 員 賞 与 引 当 金	54,478
有 形 固 定 資 産	4,461,920	そ の 他	13,028
建 物	1,500,689	固 定 負 債	36,922
構 築 物	127,667	長 期 借 入 金	748,177
機 械 及 び 装 置	447,879	リ ー ス 債 務	410,720
車 両 運 搬 具	4,622	繰 延 税 金 負 債	49,381
工 具 、 器 具 及 び 備 品	370,374	退 職 給 付 引 当 金	25,704
土 地	1,637,503	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	179,030
リ ー ス 資 産	50,076	資 産 除 去 債 務	62,092
建 設 仮 勘 定	323,107	長 期 預 り 保 証 金	3,640
無 形 固 定 資 産	20,794	負 債 合 計	1,753,370
リ ー ス 資 産	12,170	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	5,784	株 主 資 本	6,577,144
電 話 加 入 権	2,839	資 本 金	639,307
投 資 そ の 他 の 資 産	589,528	資 本 剰 余 金	600,587
投 資 有 価 証 券	446,353	資 本 準 備 金	595,887
関 係 会 社 出 資 金	36,958	そ の 他 資 本 剰 余 金	4,699
そ の 他	111,600	利 益 剰 余 金	5,746,255
貸 倒 引 当 金	△5,383	利 益 準 備 金	159,826
資 産 合 計	8,599,781	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,586,428
		別 途 積 立 金	1,100,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,486,428
		自 己 株 式	△409,005
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	269,266
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	269,266
		純 資 産 合 計	6,846,410
		負 債 純 資 産 合 計	8,599,781

損 益 計 算 書

(自 2024年7月1日)
(至 2025年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		7,284,385
売上原価		4,741,691
売上総利益		2,542,694
販売費及び一般管理費		1,535,555
営業利益		1,007,139
営業外収益		
受取利息及び配当金	7,412	
受取賃貸料	5,589	
その他	4,157	17,159
営業外費用		
支払利息	1,777	
不動産賃貸費用	3,183	
為替差損	140	
その他	399	5,500
経常利益		1,018,798
特別利益		
固定資産売却益	50	
受取保険金	20,596	20,646
特別損失		
固定資産除却損	189	
解体撤去費用	42,486	
リコール関連損失	22,442	
製品保証引当金繰入額	55,676	120,794
税引前当期純利益		918,650
法人税、住民税及び事業税	317,557	
法人税等調整額	△21,754	295,802
当期純利益		622,847

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月21日

シンポ株式会社
取締役会 御中仰星監査法人
名古屋事務所指 定 社 員 公認会計士 木 全 泰 之
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 川 合 利 弥
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シンポ株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンポ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月21日

シンポ株式会社
取締役会 御中仰星監査法人
名古屋事務所指 定 社 員 公認会計士 木 全 泰 之
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 川 合 利 弥
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シンポ株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月22日

シンポ株式会社

常勤監査役（社外監査役）

監査役（社外監査役）

監査役（社外監査役）

監査役会

瀬木達也 ㊟

光岡要次郎 ㊟

高橋裕子 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第55期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ①配当財産の種類
金銭といたします。
- ②配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金42円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は231,027,384円となります。
- ③剰余金の配当が効力を生じる日
2025年9月22日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社事業の現状に即して実施予定のない事業目的を削除するとともに、今後実施予定の自動消火装置の開発・製造について、現行定款第2条（目的）に事業目的を追記するものであります。また、事業目的の削除及び追加に伴い、号数を繰り上げるものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第1章 総則 （目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. テーブル、ロースター等の飲食店用設備 機器の製造販売ならびにリース業 2. 厨房機器の製造販売ならびにリース業 3. 厨房設備の設計・施工 4. 飲食店の経営 5. 不動産の賃貸、管理およびその仲介 6. 店舗の設計、施工および経営コンサルティング業務 7. 空気浄化システム設備の設計、施工 8. 家具、インテリア小物の製造、販売 9. <u>百貨小売業</u> 10. <u>スーパーマーケット、コンビニエンス ストアの経営</u> （新設） 11. 前各号に付帯関連する一切の業務	第1章 総則 （目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. テーブル、ロースター等の飲食店用設備 機器の製造販売ならびにリース業 2. 厨房機器の製造販売ならびにリース業 3. 厨房設備の設計、 <u>施工</u> 4. 飲食店の経営 5. 不動産の賃貸、管理およびその仲介 6. 店舗の設計、施工および経営コンサルティング業務 7. 空気浄化システム設備の設計、施工 8. 家具、インテリア小物の製造、販売 （削除） （削除） 9. <u>消火器、消火装置、ならびにそれらの関連 付帯品目、およびシステムの企画、設 計、製造、販売</u> 10. 前各号に付帯関連する一切の業務

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制と業務執行の強化を図るため1名増員して取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	あんだうのりひこ 安藤紀彦 (1960年12月22日生)	1985年 7 月 当社入社 2008年 9 月 当社取締役東京支店長に就任 2013年 9 月 当社常務取締役東京支店長に就任 2014年 1 月 神府貿易（上海）有限公司董事長に就任 2021年 9 月 当社代表取締役社長に就任（現任） 2022年 1 月 神府貿易（上海）有限公司董事に就任（現任）	5,700株
	取締役候補者とした理由	当社において、営業部門に関わり豊富な実務経験を有するとともに、代表取締役社長として当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて当社における経営戦略の立案と実行を行うとともに、当社における重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことができるかと判断し、引き続き取締役候補者としました。	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	かたおかみつお 片岡光男 (1965年11月20日生)	1993年12月 当社入社 2007年 9 月 当社取締役北海道支社長に就任 2011年 9 月 当社取締役札幌支店長に就任 2021年 9 月 当社取締役東日本統括本部長に就任 2022年 1 月 神府貿易(上海)有限公司 董事長に就任 (現任) 2023年 5 月 当社取締役東日本営業部、海外事業部統 括本部長に就任 2025年 7 月 当社取締役営業本部長に就任 (現任)	10,000株
	取締役候補者とした理由	当社において、営業部門に関わり豊富な実務経験を有するとともに、取締役東日本統括本部長として当社の成長に重要な役割を果たしております。当社における重要事項の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことができると判断して、引き続き取締役候補者となりました。	
3	やまだきよひさ 山田清久 (1967年 8 月10日生)	1994年 1 月 当社入社 2008年 7 月 当社生産管理部長に就任 2011年 7 月 当社取締役生産管理部長兼海外事業部長 に就任 神府貿易 (上海) 有限公司董事長に就任 2013年 9 月 当社取締役生産管理部長に就任 2021年 9 月 当社取締役生産管理本部長に就任 (現任)	66,750株
	取締役候補者とした理由	当社において、生産管理部門に関わり豊富な実務経験を有するとともに、生産管理本部長として当社の成長に重要な役割を果たしております。当社における重要事項の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことができると判断して、引き続き取締役候補者となりました。	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
4	たぐちしげき 田口茂樹 (1971年12月5日生)	1994年 5 月 当社入社 2021年 9 月 当社執行役員管理本部長に就任 2023年 9 月 当社取締役管理本部長に就任（現任）	3,180株
	取締役候補者とした理由	当社において、管理部門に関わり豊富な実務経験を有するとともに、管理本部長として当社の成長に重要な役割を果たしております。当社における重要事項の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことができると判断して、引き続き取締役候補者としました。	
5	※ たかはしまさひろ 高橋征宏 (1971年1月19日生)	1992年 4 月 当社入社 2021年 9 月 当社執行役員東京支店長に就任 2024年 7 月 当社執行役員東京支店長兼海外事業部長に就任 2025年 7 月 当社執行役員海外事業本部長に就任（現任）	1,500株
	取締役候補者とした理由	当社において、営業部門に関わり豊富な実務経験を有するとともに、執行役員海外事業本部長として当社の成長に重要な役割を果たしております。当社における重要事項の決定及び業務執行に十分な役割を果たすことができると判断して、取締役候補者としました。	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
6	あちわちひろ 阿知波智大 (1980年5月15日生)	2007年12月 有限責任あずさ監査法人入所 2013年 8 月 公認会計士 登録 2014年 9 月 有限責任あずさ監査法人退所 2014年10月 監査法人東海会計社入所 2014年12月 阿知波会計事務所開業 所長に就任（現任） 2017年 7 月 監査法人東海会計社代表社員に就任（現任） 2017年 9 月 当社社外取締役役に就任（現任）	—
		(重要な兼職の状況) 阿知波会計事務所 所長 監査法人東海会計社代表社員	
	社外取締役候補者とした理由 及び期待される役割の概要	公認会計士・税理士として豊富な経験と財務及び会計に関する専門的な知見を有しており、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、当社の社外取締役として十分な監査・監督機能を発揮していただけるものと判断し、引き続き取締役候補者としました。 阿知波智大氏には、これらの経験や知見を活かし、当社の企業活動や経営管理体制に関する助言を行うことによりコーポレート・ガバナンスの強化・充実に寄与することを期待しています。	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
7	※ たかはしひろこ 高橋裕子 (1985年7月30日生)	2016年12月 弁護士登録、楠井法律事務所入所 2017年4月 株式会社三重銀行（現 株式会社三十三銀行）出向 2019年8月 春馬・野口法律事務所（現and LEGAL弁護士法人）入所（現任） 2021年3月 株式会社ブロンコビリー補欠監査役就任 2021年9月 当社社外監査役に就任（現任） 2023年4月 バイザー株式会社社外監査役に就任 2024年6月 ジャパンマテリアル株式会社社外取締役(監査等委員)に就任（現任）	—
	社外取締役候補者とした理由 及び期待される役割の概要	（重要な兼職の状況） and LEGAL弁護士法人 弁護士 ジャパンマテリアル株式会社 社外取締役(監査等委員) 弁護士として豊富な経験と法務全般に関する専門的な知見を有しており、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、当社の社外取締役として十分な監査・監督機能を発揮していただけのものと判断し、社外取締役候補者としました。 高橋裕子氏には、これらの経験や知見を活かし、当社の企業活動や経営管理体制に関する助言を行うことによりコーポレート・ガバナンスの強化・充実に寄与することを期待しています。	

- (注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 阿知波智大氏及び高橋裕子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 阿知波智大氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
5. 高橋裕子氏は、現在、当社の社外監査役であります。本総会終結の時をもって任期満了により社外監査役を退任いたします。
6. 当社は阿知波智大氏及び高橋裕子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

7. 当社は阿知波智大氏との間で会社法423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しており、同氏が再任された際には当該契約を継続する予定であります。また、当社は高橋裕子氏が選任された場合、当社定款の規定に基づき、同氏との間で会社法423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
8. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役高橋裕子氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
※ まつしたみさお 松下操 (1968年7月11日生)	2004年4月 太田経営労務研究所入所（現 社会保険労務士法人太田労研） 2008年10月 社会保険労務士登録 まつした社労士事務所開業 所長に就任（現任） 2008年10月 特定社会保険労務士付記 2022年4月 勤労者労働総合相談センター センター長に就任（現任） （重要な兼職の状況） まつした社労士事務所 所長 勤労者労働総合相談センター センター長	—
社外監査役候補者とした理由	松下操氏は、社会保険労務士として労務人事全般に関する専門的な知見を有しており、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、当社の社外監査役として十分な監査・監督機能を発揮していただけるものと判断し、社外監査役候補者となりました。	

- (注) 1. ※は、新任の監査役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 松下操氏は、社外監査役候補者であります。
4. 松下操氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は、独立役員として届け出る予定であります。
5. 松下操氏が監査役に選任された場合、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金等の損害を当該保険契約により補填することとしております。松下操氏が監査役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役谷村政美氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任いたしますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとしたと存じます。

なお、具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び社内規定に沿って、取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
谷村 政美	2019年9月 当社取締役に就任（現任）

以 上

株主総会会場のご案内図

会 場 名古屋市千種区覚王山通八丁目18番地
ホテル ルブラ王山 2階 「金鯱の間」
電話 (052) 762-3151 (代表)

交通機関 地下鉄東山線・池下駅下車 徒歩3分

